

社団法人日本消化器がん検診学会における基本財産の運用益
の用途に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、基本財産の運用益の用途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(用途)

第2条 基本財産の運用益の用途は、定款第5条第5号に定める事業の実施に限定する。

(規程の変更)

第3条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付則

この規程は、平成14年10月24日から施行する。

この規程は、平成17年11月30日定款の改正により一部改正した。

平成14年10月24日理事会承認